癸亥

東萬鑒

特別
イ4
696
87

イ4
696
87

○文久三年五月
於摂州兵庫
新製端舟
三十分一之
畧圖
大二棟梁
[illegible]四尺半四角

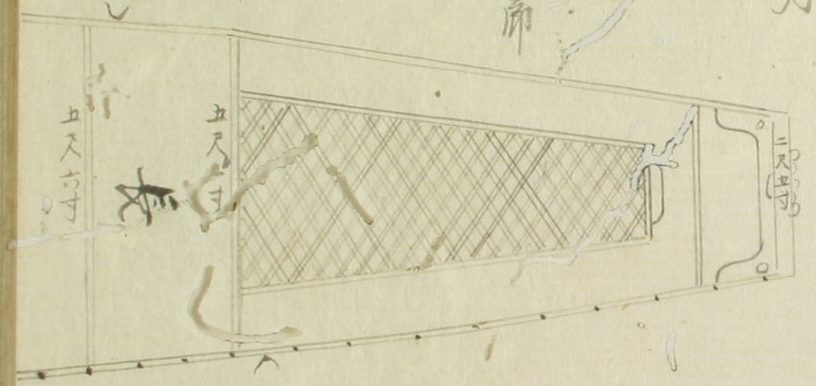

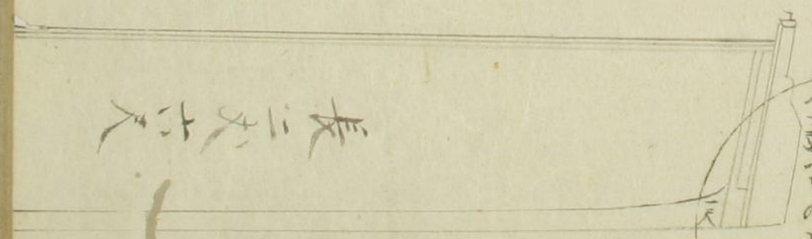

[illegible]文庫

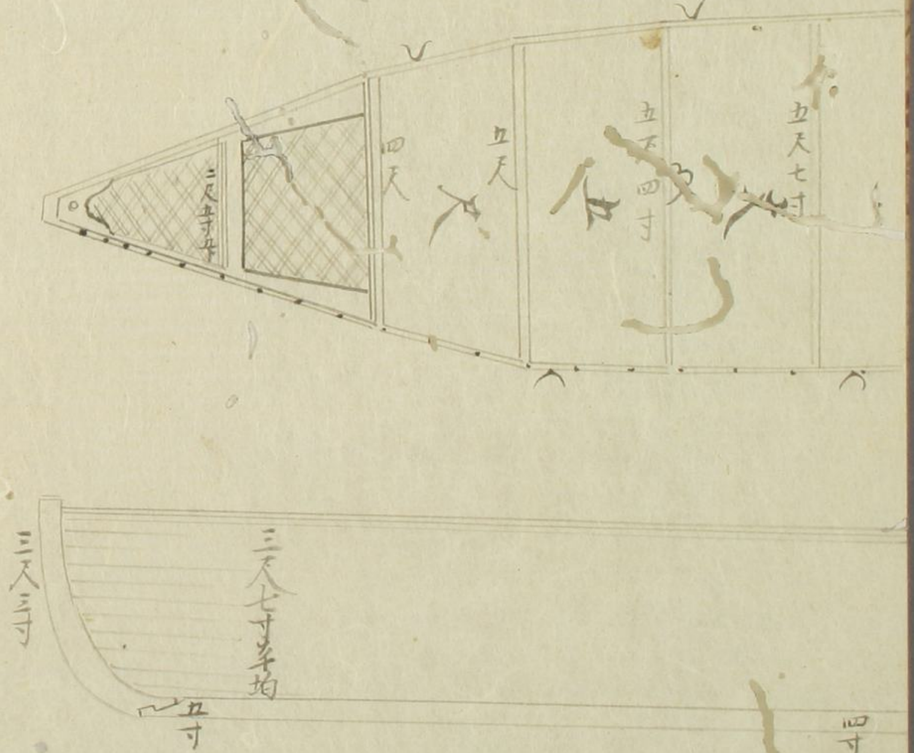
五尺七寸
五尺四寸
五尺
四尺
二尺五寸五分
三尺三寸
三尺七寸半增
五寸
四寸

[illegible]

以上

右[illegible]書生[illegible]

八月廿五日 吉川監物[illegible]

[illegible]

八月廿五日

[illegible]

八月廿五日 長州家[illegible]

[illegible]

朝廷[illegible]

徳川家政ニ市ヲ出ル先ニ市ヲ出ル事ハ紅葉山
日光様ハ定書天下太平ニ御祀録ニ成ル事ハ
天朝ニ於ケル事ニ在ル所ニ出ル事ハ
皇國ニ在ル事ニ在ル所ニ出ル事ハ
皇國ニ徳川ニ行ル所ニ出ル事ハ
所ニ於ケル事ニ在ル事ハ
文久二年戌十月

○九月廿四日ノ雅日家村ニ行ル浪士共ニ諸方ニ在ル
紀方ニ
九月廿五日ニ
水郡吾ニ
家ニ有ル首ニ
茨方ニ
川廿五日雅日家口ニ
吉村宮ニ
首ニ
生捕ニ人
紀方ニ
雅日家ニ表ニ
吉田ニ
辻方ニ
石捕
鳴田省吾
九月廿七日
成ニ
首ニ
廿四日夜雅日家口ニ
大鈹ニ
井井家ニ廿四日夜九ツ時ニ浪士ニ人ニ
先ニ
水郡吾ニ

右[illegible]
二十[illegible]雑[illegible]私[illegible]
[illegible]右[illegible]
私[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
以[illegible]
[illegible]
[illegible]

○第九月一日（戊九月七日）金川新聞第十七號

余去月廿六日外出故世[illegible]新聞紙中ニ載[illegible]某生ト[illegible]
[illegible]古昔ヨリ[illegible]人民ノ[illegible]
[illegible]
大不利[illegible]
[illegible]
大[illegible]
人[illegible]一大[illegible]
為[illegible]
新[illegible]
松平石見守殿[illegible]
米利[illegible]
[illegible]
平和[illegible]
[illegible]
太[illegible]
三[illegible]

英吉利政府の

天朝の事も識りて皇帝の上旦下に諭判せさるゝハ

一 此節の行衛なかりきし

一 [illegible]の本ハ江後一の[illegible] 備ヘニ[illegible]我

幕府ハ[illegible]生涯[illegible] 存し[illegible]

命セし[illegible]依ハ[illegible]若[illegible]

我を膳ハ[illegible] 大[illegible] 閣老の出勤

ありや[illegible]

不幸[illegible]

一 我政府ハ[illegible] 政府の命に従ふ[illegible]切[illegible]

[illegible]政府の命に従ハ[illegible]

在本務[illegible]貴の信[illegible]即[illegible]

[illegible]

文久[illegible]月

大英國ニヤセリカイール兼コミシ子ラールインミト 執政 川上但馬

ミヨンニールの足下に[illegible]

自訳 執政 河上[illegible]

「アアセゴうル」及「アレキサンドル、フヲン、シーボルト」訳之

「ミヨミ、ヘキトナルト」之とも云ふ

日本貿易新聞 一千八百六十三年第九月九日即チ我文久三年癸亥七月廿七日

神奈川横濱開板第十八號

一 千八百六十三年第六月廿九日の發生日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

日本貿易新聞第十九號
千八百六十二年第九月十六日
文久三年八月四日

今曉（水曜日）第二時半頃より合元寺通「コンコエル」舘の庭内に高
壽五尺二人の異邦人を見受
壽五尺二人の異邦人を見受
[illegible]

横濱開板

[illegible]

英吉利ハ[illegible]金を出せる事に[illegible]退役と云ふ[illegible]
又[illegible]濱[illegible]償金を出せる一件[illegible]
退役を云ふ[illegible]浮利を○[illegible]人ハ[illegible]
者の[illegible]政府の[illegible]償金を[illegible]英吉利[illegible]
[illegible]○[illegible]
[illegible]濱[illegible]退役[illegible]
[illegible]償金の一[illegible]
[illegible]○此罰の[illegible]
此[illegible]權威を[illegible]
[illegible]
[illegible]罰[illegible]

戰爭術

戰ニ福[illegible]ハ天文地理航海砲術舍那笠理莖氣機関の類

解憂私儀 第一

和戰の利害を論ス

夫西墨利加魯西亞の我に[illegible]和戰[illegible]今是を天地の氣運に考え[illegible]四海の形勢[illegible]慮[illegible]又我内治外患の本末緩急を審[illegible]反復其得失を[illegible]和戰の上策[illegible]其中[illegible]今其大体を論せん夫我力の彼を制[illegible]彼不爭彼の意を達し彼をして我が德に懷[illegible]我力に服[illegible]是以大事小仁者の心也其德量の大[illegible]寡[illegible]四海を合せ保つに足[illegible]古昔文王の服事于殷[illegible]我力の彼を制[illegible]不爭彼の意を達し彼をして我に福[illegible]事を得せしめ我内治を務め我國力を[illegible]彼に[illegible]道を謀る是以小事大る智者の事にして我國家を保つ我大業を[illegible]音時勾踐の事[illegible]吳信長の甲州に[illegible]夫然る故に仁者ハ天德を樂しみ其大を忘[illegible]其德を積智者ハ其威を恐[illegible]其小を守る其力[illegible]仁者[illegible]天下[illegible]智者ハ小能制大[illegible]古今其將鑑歷[illegible]然る天德の樂[illegible]屬を思ひて天威の畏[illegible]顧[illegible]彼が使船の不禮を怒る[illegible]

堪へ血氣の小勇をたのみ得るに千戈を動し決を一時に所ふ人にして
國家の長策を忘れ匹夫の小人のおもひ所謂小を不忍して
大謀を乱るといふ人豈智者の所為とせんや豈仁者の兵とせ
んや今一旦の勝果して我を利するとも後年百世の勝我を
不利なるは其利害得失是を心に量て人し今外夷は和するは智
者を得ずして可和也扨其和を許すも其道成ひ若し大利害
の別なく所謂不知れば人を刻し治るは人に刻せらるゝの機
不可失也彼既に我を先して事を実に我又彼に再び来るを待て是に
答ふ彼にて常に進んで我を刻し我は常に退て彼に刻せらるゝ也
今其勢を轉して我進て彼退ず彼にして我刻を受しめんとして彼に再来
さるに及んで早く我使節を遣して彼に報し彼に暴戾なるに我禮義
を隆ぬ彼の意外にあらず彼の心計を破り彼の先を奪ふ我に帰
するにあらず故に今我ハ彼に先を遣し先を奪へ彼は其
意の違ふ事なし交易利害の権は我に帰し我國体を不辱の
所置なし此一挙当今に及ぶ可施の機にて今試に其答書の大意を論せん
我三百年前一時外交を実なり其後西洋人妖教を狭に来り大に我民を
傷ひ我を乱せしことあり又我國の浪民往々外國を乱りし事

当時我に違船の海に航ずるに海路を暗さ人なれば如何

外交を拒ぬ所ハ大敵防禦の御代なれば大将とあれば三百年といふも可なれ

屢ありて外國の是を禁せん事を請ふの切なるより祖宗嚴禁を
設ふ妖教を斷ち外國往来を禁絶するに至れり又其後西洋の
賊船ありて我國に絶せし事なり其賊の禍心を忍ひ沿海に合しても
賊帆を見る毎に燒撃せしむ後此今の弊を生せん事を忍ぬ曩き
に改めて薪水救養の令を下し我意を明らかにせり夫し祖宗は其
時の宜に隨ひ國禁を立られしなれば今其時の後に計るに我も又
改國の志あり時の宜を刻せんと思ふの日久し今来事は所教安貴に
我心を決せるに足れり幸甚こゝ伴し我曩きは沿海に合せし遠意の
外國人に道をざること其理なきにあらず今我以誠実告冀し此意を
諭し我を疑ひ我を惡むの心を解き倶に信義を通し外侮を禦くの
薄義を思ふ情意の辱を拝せんに故に以使節を合報せしも此意
を告せんと欲せし敬は不図大喪に逢ひ君皇辰切の情に沉ぬ其事を
能せん故に附遜緩しと又交易の事は久しく鎖國せし舊格を一
変せるなれば其経営の廣繁なる静なるを説せんといふ意を顯ひ
彼の欲しいまゝらざるに及ぶ事なれば機会に成不可に時務を知るとしかれ
聖人の言葉通ずるの属皆人なりしを導くに道をなすとしかれば我言也
是を導くに道をなすとしかれば我離なりしと可思也

第二　天地の氣運を論ず

陰陽の消長に由て天命の治亂は天命の治亂に帰ち氣運の流行する中に在て或は來り或は去り其時を定めたる所なし天地本無心人を有心人心即天心なれば人能天命の治亂を察知し亂を要して治を求め福を能して福を求めたる所は是人の天心と相承りて貴ぶべき所也天人の治ると治ると亂ると人亂らしめんとも治ると治らしめんとも時は人治らしめんとも亂機屢生を然れども人早く其機を察し能是を治れば治ると亂ると但天命上に亂れ人亦下に亂れ天文相合するに至りて始て大亂る人事の如何ともすべき処に非ず此機不可不慎也是故に古乃賢君天変地妖を見て氣運の亂るを察し大に恐れ德を怠ら政を正し家を保ち亂るを治め國將頭に定して歴史に載て詳也抑天地の氣運を考ふに我國應仁等の數百年天與人共に亂れ禍一日も止時なし然るを天正慶長に至り天運治會に復し人間又賢明の君起り今の大平を開きし也又唐土朝鮮琉球等の諸藩なれども同じく其禍に苦しを元和貞享に至り俱亂を掃ひ久しく靜なりしに近代清の英吉利との爭戰より動き遂に朝賊の変朱新王の義兵大に憂を成し今清國既に分を減せり又西洋亜墨利加等の諸弟頻に我國を例ひ禍を狹なる仰ぐり且近年火災水殃彗星地震諸州の凶作并敢陰敢陽の時を失せる又時雨常なれば都て天地の常を変せる云々蔵許なるに依て内外を通考せるに實に恐れ惜しなきの時今を甚しとなれば此亜細亜洲人しく治運盛なりしに亂運頻環し清は已に大に亂れ亜墨利加魯亜の事我に生せる禍亂の機大に顯る其天命の將亂を察せるに其機を察し戒慎恐懼德を循め改正し深く思ひ起こしたり國治を始外患を慮せるも如何も亂機を治めて人事の亂命に合体を如ひ人を治て天を治る是當今の急務也又を命を知らしめ又を天の時を知らしめ君氣運の頻環を量てまで天命の治亂を察せん知らしめ干戈を動かさは天人相合の禍亂窮り止む事なり人事の如何ともすべき事能はざるに至るべし可不慎乎

第三　四海の形勢を論ず

凡四海の形勢を量り天地の氣運を考へ一時の宜きを創せる事是國を保つの根元也抑天地古今の有根を見るに氣運圖る時は万國俱に強し氣運異る時は四方相通を是を物ならんかを必ず変ずる事なし又必ず復せる自然の教理なり

今の昔は異なるとはいへ又後世の人は同しからざるは可知へし天竺
[illegible]其國を鎖し外交も無しに後世に至り航海の道を
互に往来して未だ至れり今五大洲中に猶ほ[illegible]諸國に
通せざるとの吾國の故に諸事乗りて交易をもてゝ久し皆
新に[illegible]之を却ゆるの祖宗の法を守る道を無きことなり
獨立鎖[illegible]此末百世の後を守る道あらば素より世を輪也
雖然我國の古今を通覽[illegible]上古なり[illegible]薩交の道も宜[illegible]儒
佛の教も後り西洋及び西南夷の交易も始り其[illegible]唐和蘭の
交易は連綿として絶ることあるへきなり唐和蘭の交易も始り
又昔は[illegible]西洋乃諸夷も又今は近き海島を扱り日夜帆檣を
[illegible]至れて我も彼も俱に古今其勢を異にせり其勢の既に
異なれば其時の宜も又異なる也祖宗の時の宜は天地本活物
[illegible]人も又活物なれば其時の宜きをもて変化活用せる彼人
の実[illegible]求衣を重ね暑しく葛は着る如し又[illegible]お[illegible]
の盛なるとはいへ[illegible]本氣運の開[illegible]
自然の形勢[illegible]人の強て不可[illegible]今外交
の道は[illegible]天も[illegible]人[illegible]祖宗の國を

守り変通の権を知ると云へし畢竟一概に外夷を却りて之を絶も
本彼の侵奪を恐れ彼の禍心を慮りてなり我國吾内治を務め
吾武備を脩め彼をして我を侮らへ[illegible]彼の夷何を恐るゝに
[illegible]或は和儀の人心を弛めんことを恐れ是宋と金との
和[illegible]宋の和は固く國を誇りし[illegible]金の和は固く國を強ふ
[illegible]審ませざるし[illegible]是地と張[illegible]其人[illegible]在る和儀
[illegible]且人の同じ天地の間に[illegible]相助[illegible]
道[illegible]独りこの[illegible]安[illegible]人を慮[illegible]
[illegible]否公論[illegible]或は小條の[illegible]古を[illegible]
今を論[illegible]時勢を[illegible]
第四　國本を務[illegible]萬幣を一新せらるを論んを
元天下の事本末あり其[illegible]先後あり[illegible]本を務る是
治國の大本なり其本を[illegible]是乱の[illegible]
[illegible]内治は本也外患は末也内の急なるいづ
[illegible]外夷の我[illegible]其心深く
且人[illegible]今寄る之を絶[illegible]又必要[illegible]獨[illegible]利如の
[illegible]西洋諸國も又[illegible]或は海島は

深く其盛なりしも其情を審にして文ハ治吉ことなれハ夫天下萬弊
の盛なる今古未聞の事有けり文を工夫の体を敵せられたるなりしに
至りても皆其本を実ニ立入りて弊せられたる故ニ独く官家の而英断をれ
尊大の旧弊を改め萬事を簡易に更なされ上下の情を通し
庶民の弊を除かれ貴賤上下の人民も認許し其弊の庶民の疾苦
をも察し給ふ又天下の人礼文政法の繁文ニ苦しむを倒
知るも又外夷の禍心をも審に嫌ひ浦賀の使節来るの有様をも
了知なされしとなく其実を関切の其事情をも入ずまさる人も以て
御英断を以て冠婚喪祭より衣食住邦に萬事を省略し
御手許後宮より始め諸人の負を減せし用度を一省き諸府
の雑費式々を半ニ減し式ハ是を三分一を省きたまひ御成遊
覧の重大なる歳時月日貢献作事普請の経営を省かれ
火消の監督ハ公手に任せ右の過度官吏の旅行の際張上下共に
年々従者の繁なる其外器玩衣物庭園動植の好事
百端の冗費を省き改正し何事も格別に簡易の
制となし以て倉庫を充り実を務め天下と共に率先して国用ハ
費を省き下情不通なる所なく諸侯をして来りて近時の風

靡し君臣和合富強の道を立てゝ天下の急を救ひ給へし天下の禍
乱を戡定し国家の長久を図られし其本皆其大の旧弊を
変されたるにあるなり

第七　政体ハ簡易なりて風俗を変することを論す

古の聖賢ハ簡易を貴て以て久しく其任事実を識し古今万国の
興亡盛衰を歴観するにその国体の簡易なるもの必ず盛なり
政治の繁密なるものハ必ず衰ふ蓋し簡易なるハ其勢ひ
事をなすに実なり煩密なるものハ其弊必ず虚に流れて自ら其の
勢あり夫唯実を務むる故ニ其俗倹素にして天下を流る故に礼文
華奢を生じて四海古今同く一情なり嗚呼政体の風俗に於ける風俗の
国家の興亡に係る可不思慮乎今我近年の政俗をみるに
虚文虚礼の盛なる前代より不聞所にして是太平の久しき
の弊なりし本政煩重なるに因りて政治の煩重なるハ漢土
繁文縟礼の歴習に深く四海立国の体を不審して我知見の
聞ゆるまゝに夫古今萬国の興亡盛衰を以て聖賢の
定言に考ふれハ萬に一も差はなし聖賢の天地を
道国より始まりて天地に通じて我国往昔ハ政体

簡易なりしかは風俗倹しく隋唐の弊を承くるより皇朝の典礼
といへども頗重に奥まるものなれども又昔年の長久なるに
流弊を極めたるに今夫天下は如何なる人雖然不可為の時なし
惟其本を定めたるに抑四海之圓の形勢を以て其圓の大体を
考へるに王朝の事に始て会し論せしを今官家より以諸侯士庶人
に至る迄冠婚喪祭の儀礼を始め衣食住其外諸般の制度
繁重にならるに似たり今其古意を存し其宜を差略し簡易の
制に改革し万費の源を寛くべし元来其制度其國の分量と
釣合さるに必其弊を生じ易し且何程富饒の國なるも礼文
繁重なるに用度も随て廣く其後宮の費より富強の
道も不立に至る又上下の差別なし十か七八は皆無用の勢無益の
費に臨り實年は十か一二ならずして是大本のある所なり恐ハ
さる庵ならんや又ら支礼制は頗る密重大なるに又上下法度の
無記極てあり故に歳時日無限の消禮より其外自他内外
音信贈答人間萬般の雜事に至るまで皆頗數消費を
極め淫華虚文に奔り有用の財貨を無用の淫物に費し
情を節しく礼義を止り欲を省ひ其分を守るを知らず

人情浮薄風俗崩壊遂に國家の衰乱を招く皆愛を本とし
なり更を救ひ人を欲する政体を簡易にして制度を正すべき
第八　例格因循を改て人材可用を論ず
今世間の通信上下の差別なく先例古格に因循するの風甚
盛んなりて活きる人材を死物にして天下の衰を招く可恐也其
弊の甚しく紀義理人情の尚書を不考思慮分別の工
夫をも勤めず皆胥の如し一向に因格に循ふ
姑息游惰の中に過ぎ世事昔より如此とのと号へ其風俗
の情なるより初り遂に國運の短長に至るまで都て世人
皆先例古格に泥み記録文書の親に数多の人を置
其書の精神をもとらしし昔は一年の事は一冊にして以て
を人々は一月の事は一冊にして記とも至るに夫し唯文書記録
みを調べるを習として義理人情に思慮を用ること無きに
似今人材ありても一事の用に立て生産の力に無用繁雜の
濫考に費し國家立政の大体を至りて又權家の
用人所に寺社役相合目安方吳諸家の留守居に至り
ては其流弊益盛なり口上にあらず測事を書面に泥して

人ニ性情あり性ハ静ニして情ハ動く上古聖人の道ハ其天理人
性ニ合ふて之を調へ治らるゝゆゑ也其老佛諸子百家窮理の家ニ
其旨を異ニし雅ニ宇宙ニ当り新奇也唯天人在治性理故ニ
人間日用のことにして之を離るゝことなし彼ハ久しく離るゝこと能
ハざるハ道なり人ニあらざる故なり雖然天下の事事変ニして甚情理
の宜しき事ニあらざれハ是学問活用の要なり其一心を発明し
神識せざれハ[illegible]是其の学問の本一なるを以てなり
知ニ治ルとして天下皆是なり
今尊ぶ所ハ勤右隆文の末ニ走り一心活用の其本を忘る此弊を改めざれハ何を用ゐて有活用
学の人材を育せん程[illegible]の言ニ名臣著聞韓范
輩の[illegible]其讀書不必若後儒之多且博而知天下之務と
知ハ学問ハ性其要領をひろく之を活用することを可知也抑人
論日用世を離し民を済ふの事ハ聖賢の道民ニ益ある所也
として其一端なり天文地理の如き至りてハ西洋の長ずる
所文発ニ天文ハ民ニ其宜を備ふるも地理ニ至りて世間
私学の徒ある遠来其学を立て今四海萬国の強弱政体
人情風俗治乱興亡より方位の遠近向背離合親疎[illegible]

船器機陣法戦備の利鈍ニ至る迄都て有用の事ハ審ニ之を
欲する西洋博士の科を立てられ昌平ニ附属せしめ独一隅ニて留まる
国陋の弊を破て国人の知見を廣め人財を育するの一助となし
内政外御漢洋ともに其長を取り教育を専ニし士業を不出して達材の
士ハ勤興せし人の智識の進むにあらざれハ算術も人の材智ハ事業
あらざれハ練達成ニ政を正しくする人材を育しと之を官職ニ
精練しく天下の事を治する國家富強長久の道其中ニ存せり
礼制法度の得失因より廢を興しし其根本を知ハ
人材を育しく用ゆる之ニ在り
御旗本の游惰を変ずる論

第十

今御旗本の風俗游惰ニして士気不振を一変せんとするには
治むへし[illegible]
ありて其嫁[illegible]御旗本の士[illegible]在
武ハ小普請ニ[illegible]各其[illegible]行[illegible]
[illegible]自ら[illegible]一法[illegible]
是又不可解[illegible]不可解出字[illegible]
[illegible]以来[illegible]諸間[illegible]
[illegible]世上の[illegible]

業を行し易く文政のこれを扱ふ寛なるはなるべし今衰を
貴ふ甚重く高買を押ゆること甚嚴しけれは商賈の衰て
おとなり武家の盛んなるに月々の勢なるを若夜僧の
制を立ても高買の利権を抑へされは僧徒商賈は益盛んなるを
武家の衰其極を量て人々に改ぬ今は及んぐ其僧徒を減し
高買を抑へ武家の勢は其盛んなるに至るの勢を制せる天下の
勢めを知るといふ通し

第十二　天下の財を通し且金銀の位を平にて文を論せ
元財は天下を流通して不窮を貴て太平の久しき
天下の財過半市人山僧に帰し財の偏して融通の塞る今
より甚しけれは當時軍国の御備施船の甚湯の制造
其ハ巨費幾許なるを量て人々に諸侯も皆兵備に財力を
尺々の時なれは其是を何處ぬ所らん扨又文政以来度々
の吹替ゆへ金銀の位落ち昔の二朱は今の三分又二朱
金は焼付となり百銭の同形も輕く却て有名不實の
金と成しより昔一歩の品は金一歩となり諸物の價金
銀の正味とは釣合さる月々の形勢如何なるやうさるや

その源は金銀の吹替より生せしこと是指下益上財利の
位の善とする所ゆへ財は上に取りて人心は下に離れ
遂に衰乱を招くを知るも今猶その大費を生せるも
本入る道の正しかりさるより天道好還せしこと
古言の信ぬ見るに見えたり夫財は天下のたから
ゆへ人の希ふ所なる其位の善悪輕重自風俗人心
の汚隆に関係せ思ふ人し今の時に改め正す
当時軍国の巨費天下の力を合せるに報ふれは實に
ちつ罷し三都諸侯は富商人僧家の大賢金あるを
とのみその誠實の御趣意を諭されは真實國家
を守るの大義を諭さは必巨費を制しくし又金銀の
位を直すは官家の儲蓄を尚不急の器玩を
潰し又萬費を省くの力ゆへ牧年の来は其功を
辨せるに及ぶ一度損上益下せんとするの業を
行ひ多く天下の人の石は收まるとつゝを及てなりも
易し既に人心を收めるは天下に憂なる人し今の機會
に乗し天下の力を合せて武備を備ふ器玩儲蓄を

散じて金銀の位を直し信義を天下に顕し国家を
泰山の安きに[illegible]今是千歳の一時と云へし

薩英応接上

サ 薩摩　エ 英吉利

(エ)今日[illegible]先[illegible](サ)西[illegible]

(エ)提督[illegible](サ)[illegible](エ)先[illegible]

懇親[illegible]

[illegible](サ)[illegible]西[illegible]細[illegible]一件[illegible]

[illegible]戦争[illegible]

[illegible](エ)[illegible]修[illegible](サ)[illegible]西[illegible]

英[illegible]日本[illegible]修[illegible]和親[illegible]日本[illegible]薩摩[illegible]

戦争[illegible](エ)[illegible]修[illegible]薩摩

[illegible]日本[illegible]戦争[illegible]

[illegible](サ)戦争[illegible]

[illegible]英[illegible]

[illegible]薩摩[illegible]

[illegible](エ)薩摩[illegible]大君政府[illegible]

[illegible]政府[illegible]

[illegible]十月[illegible]

政府[illegible]薩摩[illegible]政府[illegible]

[illegible]参政[illegible]薩摩[illegible]